# 日本国憲法 前文 暗記テスト

日本国民は、正当に選挙された国会における()を通じて行動し、われらとわれら
の子孫のために、( )との( )による成果と、わが国全土にわたつて
( )のもたらす恵沢を確保し、( )の行為によつて再び( )の
惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに ( )が ( )に存す
ることを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、
その( )は( )に由来し、その権力は国民の( )がこれを行使
し、その( )がこれを享受する。これは( )の原理であ
り、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の ( )、
( )及び( )を排除する。
日本国民は、( )を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するの
であつて、( )を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの( )と
( ) を保持しようと決意した。われらは、( ) を維持し、専制と隷従、圧
迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる ( ) において、名誉ある地位を占
めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく( )と( )から免か
れ、平和のうちに ( ) を有することを確認する。
われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、
政治道徳の法則は、( ) なものであり、この法則に従ふことは、( ) を維
持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。
日本国民は、( )にかけ、全力をあげてこの( )と目的を達成することを
誓ぶ。

●名前

●得点

/30点

## 日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす憲派を確保し、政府の行為によって第び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勒を排除する。

日本国民は、恒久の平和を急願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く首覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、等制と謙従、定道と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、首国のことのみに事念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法前は、普遍的なものであり、この法前に従ふことは、首国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### だいいちじょう

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民統合の総意に基づく。

### 新九条

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇文は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前頃の首節を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。「国の交戦権は、これを認めない。

#### 第十一条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、 復すことのできない 永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。